

独立行政法人自動車事故対策機構
平成25年度業務実績評価調書

平成26年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成25年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 全国に置かれている主管支所及び支所については、業務の集約化・効率化にとどまらず、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとします。</p>	A	<p>○ 機構内部に、役員、部長等で構成する組織合理化検討委員会（※）を設置（計11回開催）し、調査・議論を重ねた結果、被害者援護業務及び安全指導業務の効率的実施の観点から各都道府県に拠点を残しつつ、関係機関との連携の一層の強化、ITの活用等による業務運営の合理化を推進することとした。</p> <p>○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）や本閣議決定に先立って示された与党の提言、政府の行政改革推進会議の報告書において、「安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点を置いて、民間参入を促進する」「被害者援護業務については、安全指導業務の民間移管、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも充てていく」「自動車アセスメント業務については、引き続き機構で行い、安全指導業務の民間移管、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも充てていく」とこととされた。</p> <p>機構の今後のあり方についてのこれら一連の決定及び提言の趣旨を総合的に勘案し、組織合理化のための具体策を以下のとおりまとめた。</p> <p>人員配置の見直し（地方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト（平成26年10月） ・支所間の人員シフト（平成28年度末まで） ・被害者支援専門員（コーディネーター）の増員（平成26年度を目標） <p>人員配置の見直し（本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部安全情報グループから自動車アセスメント部への格上げ（平成26年度） ・自動車アセスメント部の2名増員（既存職員のシフト）（平成26年度） ・被害者援護部に企画・渉外担当を設置（平成26年度） ・被害者援護部の1名増員（既存職員のシフト）（平成26年度） <p>○ これらの取組により、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>※検討委員会構成メンバー：理事長、各理事、各審議役、各部長、室長</p>	

<p>(2) 人材の活用 産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。</p>	<p>(2) 人材の活用 ① 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行うとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。 ② 安全指導業務や被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。</p>	A	<p>○ 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、新たに産業カウンセラー資格を35人、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）の資格を15人に取得させ、適性診断及び被害者援護業務に従事させるなど、人材の有効活用を図った。 また、社会福祉主事任用資格を有する者1人、作業療法士の資格を有する者1人及び産業カウンセラー資格を有する者3人の経験者採用を行い、即戦力として活用した。</p> <p>○ 産業カウンセラー等の資格取得職員の積極的な活用や事業環境の変化に対応した経験者採用、国との交流人事を着実に実施し、人材の有効活用に努めた。</p> <p>○ 勤務評価制度を適切に運用し、勤務評価を基に勤勉手当及び定期昇給に反映させて、職員が意欲を持ってその能力を発揮できる環境づくりに努めた。</p> <p>○ 職員の資質向上・育成強化のため、以下の業務別専門研修、階層別研修等の充実を積極的に図った。</p> <p>(指導講習業務における講師の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、33人に対して第一種講師要件研修を実施した。 ・ 第一種講師に指名するための要件の一つである運行管理者資格を取得させるため、40人に基礎講習を受講させた。 ・ 飲酒運転防止指導の観点から飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するために、「ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座」を30人に受講させ、育成強化を図った。 <p>(適性診断業務のカウンセリング技術の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適性診断においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラーを養成するため、34人に対して第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。 ・ 第一種カウンセラー・第二種カウンセラー191人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。 <p>(安全マネジメント業務の充実に向けた対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全マネジメント業務を新たに担当する職員34人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新情報の提供、知識の習得、技能向上を図った。 ・ コンサルティングを新たに担当する職員33人に対して、アドバイザー資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。また、35人に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術向上を図った。 	
--	---	---	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する安全評価員を育成するため、安全評価員候補者13人に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、当該評価に関する最新情報の提供、評価上必要とされる知識の習得・向上を図った。また、安全評価員6人に対して、評価実施時のOJTにより、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。 <p>(被害者援護業務の質的向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者援護業務のみならず、安全指導業務、安全情報提供業務についても被害者援護の観点から職員のモチベーションを高めるため、採用職員研修において臨床心理士による講義と交通遺児の保護者による講話を実施したほか、家庭相談員研修においても臨床心理士による被害者心理を理解するための講義の時間を設けた。 ・ 各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、これまで事故対策事業推進員のみを対象としていた債権管理に係る研修について、対象者を職員、非常勤等に拡大して実施し、専門知識の共有を図った。 <p>(ISO39001コンサルタントの養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISOコンサルティング業務を担当するISOコンサルタントを育成するため、コンサルタント候補者の5人に対して、平成25年11月から12月にかけて外部研修機関が開催するISO9001基礎研修・審査員補研修を受講させるとともに、ISO39001解説研修を内部で実施した。外部・内部研修を通じてISOの基本的な考え方及びISO審査の実務の理解並びにISO39001規格の要求事項の詳細とISOコンサルティング業務に関する知識の習得を図った。 <p>(会計事務の基礎知識等の養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正行為防止の心構え、会計事務の基礎知識等を養成するため、新たに会計事務の担当となった職員25人に対して、会計事務担当職員研修を実施し、会計事務の基本知識の習得を図った。 <p>(階層別研修の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員、中堅職員(チーフ級、アシスタントマネージャー級)、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、質的向上を図った。 <p>○ これらの取組により、研修の充実を図り、積極的に職員の資質向上・育成を行っている。また、安全指導業務で培ったカウンセリング手法を訪問支援、介護料受給者・家族の交流会等に活用するなど、研修や業務において習得した知識やノウハウを各業務間において有効活用しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
--	--	--	---	--

<p>(3) 業務の運営の効率化 ①安全指導業務 ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。 これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。 (注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 (注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	<p>(3) 業務の運営の効率化 ①安全指導業務 指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることによりそれぞれ45%以上とします。 また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を47%以上とします。 民間参入の状況等を踏まえて、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。 (注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。 (注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。</p>	S	<p>○ 指導講習・適性診断に係るインターネット予約の利用促進を図るため、予約受付の24時間化や優先的な予約受付などインセンティブを強調しながら、自動車運送事業者(以下、「事業者」という。)に対して指導講習開催時や電話予約受付時にインターネット予約の利便性についての広報を行った。また、実際の操作を交えた予約方法の説明や適性診断受信者に対してインターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなどの対応をした。これらの取組により、インターネット予約率は、指導講習で77.3%(前年度52.5%)、適性診断で54.0%(前年度32.1%)となった。</p> <p>○ 支所以外での一般診断受診の促進を図るため、契約事業者に対しては、i-NATS(NASVAのインターネットを活用した適性診断システム)の利用により、自社において適性診断が24時間受診可能であること、過去の受診状況についての情報を提供し、繰返し受診することが事故防止により効果的であること等を周知し、契約事業者のi-NATSの利用促進が図られた。 また、貸出機器については、講習会等において貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を広報したことにより貸出機器の利用が増加した。 以上の結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、49.9%(前年度47.4%)となった。</p> <p>○ これらの取組により、インターネット予約率及び支所以外での一般診断受診率が向上し、受付業務等の省力化による支所業務の効率化が図られており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>②療護施設 ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。 (注3)外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関 イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析</p>	<p>②療護施設 ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。 (注3)外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関 イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結</p>	A	<p>○ 医療水準、コスト水準等に関しタスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表した。</p> <p>○ 療護センターの運営委託費については、入院患者の減少等による収入の減少、委託先病院の給与改定等に伴う人件費の増加等があるが、施設管理に係る委託費を本部契約としたことや、備品費等の物件費を削減するなど各療護センターの節減努力により、前年度と比較して116百万円(5.2%)の減少となった。また、脱却による退院患者数も目標の19人を大きく上回る30人であり、必要な医療水準を維持している。</p> <p>○ 療護センターにおいて、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るため、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受</p>	

<p>し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。</p> <p>ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>	<p>果を踏まえ、コスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。</p> <p>ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。</p>		<p>入に努め、11,335件（対前年度50件、0.4%の減）の外部検査を受託し、1億9,643万円（同115万円、0.6%の増）の収入を得た。</p> <p>○ これらの取組により、着実な実施状況にあると認められる。なお、入院患者の減少等による収入の減少については、様々な機会を捉えた療護センターの効果的な周知について検討する必要がある。</p>	
<p>③交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>ア 債権管理規程等を必要に応じた見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の毎年度に回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するな</p>	<p>③交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>ア 債権管理規程等を必要に応じた見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。</p> <p>イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。</p> <p>ウ 貸付制度の周知を徹底するとともに、債権管理目標を設定し、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。</p> <p>エ また、貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握について平成24年度に実施した調査の結果に基づき、検討会を開催し、効果的かつ効率的な支援のあり方について検討します。</p>	A	<p>○ 強制的な手段よりも、返済しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう早期折衝に取り組んだ結果、昨年に続き、貸倒懸念債権額が減少するなどの効果が現れ、債権回収率90.4%を確保した。</p> <p>○ 債権管理委員会において、適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表した。</p> <p>○ 貸付制度の周知については、損害保険会社、警察、社会福祉協議会等へリーフレットを配布するとともに、各市町村の広報誌に掲載した。特に、内閣府主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会（和歌山及び三重で開催）では、被害者援護業務及び貸付制度の説明並びに制度周知に関する協力依頼を行った。</p> <p>また、内閣府主催の「自助グループ運営・連絡会議」に参加して制度を周知したり、「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウム（東京）へ友の会OGがパネラーとして参加するとともに、リーフレットを配布するなどの取組を行った。</p> <p>さらに、「ナスバギャラリー in 東京」での被害者の作品を通じた制度周知や、「東京モーターショー2013」での被害者援護業務の展示を通じた制度周知を行った。</p> <p>○ 早期の折衝を柱に債権管理・回収を一層強化し、一般債権で延滞が6か月以上1年未満の債務者のうち、79.5%との折衝を実現し、貸倒懸念債権が減少した。</p> <p>○ 国土交通省、(公財)交通遺児等育成基金、NASVAからなる「NASV</p>	<p>早期折衝の取組により貸倒懸念債権が減少する効果が表れてきていることは評価できる。</p>

<p>どして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。</p> <p>エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。</p>			<p>A交通遺児等貸付の今後のあり方について」の検討会を設置し、以下のとおりとりまとめた。</p> <p>(貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付の減少要因は、死亡事故件数の減少、個人情報保護法施行による情報入手困難のほか、利用者のニーズ変化もある。 貸付金額の選択制導入等の利用者ニーズへの対応、重度後遺障害者家庭などへの周知により需要拡大の可能性もある。 <p>(貸付を必要とする者への制度の周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供者(警察、被害者支援センター、病院、市町村)向け周知、展示会等を通じた一般向け周知の必要がある。友の会活動の充実による需要喚起も進める必要がある。 <p>(貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> コンビニを活用した返還の導入による収納等利便性の向上や、業務実施基準を設定し折衝機会を確保することによる債権回収の強化を図るとともに、弾力的な債権管理により返還の継続を確保する必要がある。 <p>(債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権管理コストの適正算出、嘱託費コスト削減のための事故対策事業推進員の適正配置などを推進する。 <p>なお、平成26年度も検討委員会を開催し、必要事項について引き続き検討することとしている。</p> <p>○ これらの取組により、着実な実施状況にあると認められる。なお、適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する必要がある。</p>	
<p>④業務全般</p> <p>ア 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因によ</p>	<p>④業務全般</p> <p>ア 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、平成24年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。</p> <p>イ 業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因によ</p>	<p>A</p>	<p>○ 一般管理費については、業務運営の効率化を推進するとともに、事務用品の一括購入、割引航空運賃制度等の活用による出張旅費の低減、光熱水料の削減等既定経費の徹底した見直しによる経費削減に取り組んだ。これらの経費削減等の効果により、年度計画における削減計画(3%)を大幅に上回る、経費削減(平成24年度予算比で8.4%、40百万円。)を達成した。</p> <p>○ 業務経費については、主として療護施設の運営、指導講習・適性診断、自動車アセスメント情報提供、交通遺児等への貸付、介護料支給等の各業務に係る経費であり、これらの経費削減を図るため、業務運営の効率化を推進した結果、年度計画における削減計画(2%)を上回る経費削減実績(平成24年度予算比で2.2%、69百万円。)を達成した。</p> <p>○ 平成22年6月策定の随意契約見直し計画の実行等により、引き続き一般</p>	

<p>り増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p>り増減する経費を除く。)について、業務運営の効率化を推進し、平成24年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。</p> <p>ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」(平成22年6月)に基づき、平成24年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>競争入札を推進するとともに、企画競争の拡充を図った。この結果、平成25年度の契約状況は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札(55件、総額11.5億円) ・ 随意契約(80件、32.9億円) ・ 企画競争、公募(28件、総額4.6億円) <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日付閣議決定)の主旨を踏まえて設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」により、平成24年度に締結された随意契約のフォローアップを行い、競争性及び透明性の確保を図るために、一般競争入札の落札結果等、契約に係る情報公開を行った。</p> <p>○ 個々の契約の適切性を含めた内部統制について、監事及び会計監査人(監査法人)による実地及び書面監査を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査については本部及び19支所等、会計監査人については本部及び3主管支所を監査した。 ・ 契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁を監事に回覧することにより、事前に監事がチェックし、契約の適正性を確保するための措置を講じた。 ・ 監事監査報告書では、「実施された契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善がなされており、契約監視委員会の意見に従い、一者応札の改善策等を講じていることが認められる。」とされ、特段の指摘はなかった。 ・ 会計監査人(監査法人)による監査においても内部統制についての特段の指摘はなかった。 <p>○ これらの取組により、経費の効率化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。</p> <p>また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情</p>	<p>エ 内部統制については、業務運営方針の全役職員による共有化を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、会計内部監査(平成23年度以降、強化した事項を含む)により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。</p> <p>また、監事監査において内部統制のモニタリングが実</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>○ 平成25年4月に新たな業務運営方針(NASVWAY2013)を策定し、全役職員に配布して共有化の徹底を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知を図った。</p> <p>また、当該業務運営方針を要約した「行動指針」については、パネルにして本部及び全支所に掲示し、カードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会議等で唱和を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>○ 機構のミッション達成を阻害する課題(リスク)としては、例えば、機構においては国との人事交流が多く、人事異動により、知識・技能・経験等が蓄積されないといった点が存在する。このため、機構においては、積極的な新規採用や中途採用、充実した研修等により対応している。</p>	

<p>報セキュリティ対策を推進します。</p>	<p>施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。</p> <p>さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図ります。</p> <p>オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会その他重要会議（監事も出席）において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、達成に向けてリスクがないか洗い出しを行うなどの取組を行った。なお、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、全職員に情報提供し、共有化を図った。 ○ 会計内部監査（23箇所）を実施するとともに、監事監査（20箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。 ○ コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、「コンプライアンス保持のための遵守事項等のチェック」を全役職員に実施し、遵守状況を確認するとともに、コンプライアンス委員会を開催してコンプライアンス推進状況を報告した。 ○ 業務運営上必要な情報は、組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所等からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、情報共有を推進した。 ○ 情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対処するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビル内での運用を引き続き実施した。 ○ 地震災害にかかる対応については、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。 <p>また、防災週間（9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施した。</p> ○ これらの取組により、適切かつ効率的な組織運営・業務運営等を図っており、着実な実施状況にあると認めれる。 	
-------------------------	---	--	--	--

<p>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 安全指導業務等</p> <p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 安全指導業務等</p> <p>① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。</p> <p>また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発した i-NATS (新適性診断システム) の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。</p> <p>加えて、前年度に民間団体等に対して実施した、民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果を踏まえ、参入の障壁となっている職員の養成及び診断機器・講習教材等に関する取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定します。</p>	<p>A</p>	<p>○ 安全指導業務における指導講習受講者数・適性診断受信者数は以下のとおりであり、指導講習受講者総数は対前年度96%、適性診断受診者総数は同比99%となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意講習：38,218人(前年度：37,450人) ・ 義務講習：98,752人(前年度：104,981人) ・ 指導講習総数：136,970人(前年度：142,341人) ・ 任意診断：253,670人(前年度：263,613人) ・ 義務診断：201,891人(前年度：198,120人) ・ 適性診断総数：455,561人(前年度：461,733人) <p>○ 民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果を踏まえ、参入の障壁となっている職員の養成のための要件研修の実施、教習教材・診断機器の提供を推進するとともに以下の取組を実施した結果、平成25年度において、指導講習は20者(前年度7者)、適性診断は23者(前年度参入なし)が国土交通省の認定を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育訓練の実施の案内」、「安全指導業務(適性診断及び指導講習)への民間参入の案内」「参入に関するFAQ」についてNASVAホームページへの掲載を行い、民間参入の促進を図った。 ・ 認定取得に必要な要件研修を実施した。指導講習では、第一種講師資格要件研修を4回開催(延べ51者82人が参加)し、適性診断では第一種カウンセラー資格要件研修を2回開催(延べ12者18人が参加)した。 ・ 認定取得後の支援として、指導講習参入団体の19者に対し、教材を4,722冊提供するとともに、適性診断参入団体の27者に対し、i-NATS103台分のシステムを提供した。また、民間参入団体と合同でのカウンセラー教育・訓練を全国4カ所(仙台、名古屋、高松、福岡主管支所)で実施した。 <p>○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき国が作成した民間参入促進のための行程表に沿って、更なる民間参入促進に向けた取組を着実に実行することとしている。</p> <p>○ これらの取組により、積極的に民間参入促進の取組を実施しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>民間参入促進の方策により新規認定者が指導講習・適性診断ともに増加したことは評価できるが、民間参入促進にあたっては、参入事業者を指導していく体制の構築も必要である。</p>
<p>② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。</p>	<p>② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。</p>	<p>A</p>	<p>○ 指導講習時において、運行管理者等に最新の情報を提供するため、「貸切バスの事故発生を踏まえた事故防止の徹底」等を掲載するとともに、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」の通達等を講習教材に掲載して、受講者に対して事故防止のための取組の徹底を図った。</p>	

<p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>また、前年度に行った適性診断票等の改善検討結果を基に、自動車運送事業者が適性診断結果を活用して運転者教育を効果的かつ容易に行えるよう、適性診断票等の改善を行います。</p> <p>③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成25年度）について、4.0以上とします。</p>		<p>○ 適性診断票において、運行管理者等が適性診断を受診した運転者に対し、点呼時等に乗務員教育を行いやすいよう、コメントの表示・方法を改良した。</p> <p>○ 受講者・診断受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度は、4.53、4.40、4.29の評価を得た。</p> <p>○ 受益者負担の妥当性等については、中小零細企業の割合が高い自動車運送事業において、燃油費の高騰、新規参入等の競争激化による運賃水準の低下といった要因もあり厳しい経営環境が続いている。こうした中で運送事業者の負担能力等を勘案せずに手数料を値上げすれば、受講率・受診率の低下や安全マネジメント制度の浸透・定着の阻害を招き、ひいては事業用自動車運転者の安全運転の徹底が後退するおそれがある。このため、手数料値上げは慎重に検討する必要があり、手数料の値上げを行わずに経費削減、収入確保に努めた。</p> <p>○ これらの取組により、安全指導業務の一層の充実・強化を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。</p>	<p>④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。</p>	A	<p>○ 以下の取組により、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図っており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者自らが構築した安全管理体制が適切に機能しているかについて、経営管理部門（経営トップ、安全統括管理者等）へのインタビュー及び文書・記録の確認等を通じ、評価・助言することにより、安全管理体制の維持・向上を図ることを目的とした運輸安全マネジメント評価を全国で18事業者に対し実施（札幌1件、仙台1件、新潟1件、東京3件、名古屋4件、大阪5件、高松3件）した。 ・ 事業者における安全風土の確立を目的とした安全マネジメントコンサルティングを全国で31件（バス11件、ハイタク8件、トラック10件、その他2件）当該事業所（本社、営業所等）で実施した。 ・ 事業者等からの要請により、輸送の安全意識の向上、関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的とした、講師派遣を全国で448件実施した。 ・ 業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的とした講習会を全国で85回開催し、2,114人の経営者等が受講した。 ・ デジタル式運行記録計（タコグラフ）、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器等を活用した運行管理や事故防止関連のツールが普及・拡大している状況等を踏まえ、活用方法を紹介するとともに、講習テキスト（事故防止・再発防止対策策定マニュアル）を使用した支援ツール講習会を全国で58回開催し、844人の 	

			<p>運行管理者等が受講した。また、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT-Ⅲ」（「バス編」「タクシー編」「トラック編」各10事例、合計30事例を収録）を作成し、頒布を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした、内部監査講習会を全国で50回開催し、758人の監査担当者等が受講した。 運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かしてもらうため、安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO39001制度の紹介等を主体とした大規模なセミナーを開催し、経営者等711人が参加した。 機構が有する運輸安全マネジメントに係る知見等を活用し、日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）に係る評価認定業務のうち、現地における施設等の安全確認審査に協力し、平成25年度は全国で189事業者に対して実施した。 <p>○ なお、手数料のあり方については、安全指導業務と同様に、事業者を取り巻く厳しい経営環境を十分に考慮し、慎重に検討する必要がある。</p>	
<p>⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。</p>	<p>⑤ 国際標準の作成に際し、我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会の国内審議団体として情報の収集及び国内の意見集約等を通じて、国際標準取得に係る国際的指針等の作成及びその運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。</p> <p>ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。</p> <p>イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。</p> <p>ウ 発行した規格を適切に運用していくために有用な解説書等の作成及びその普及を図っていきます。</p>	S	<p>○ ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の国内審議委員会の事務局として、「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき、我が国の意見が反映された国際標準としてISO39001が発行されたことを受け、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月にスウェーデン政府（運輸省及び基盤省）が主催した国際会議「Towards Zero Conference」に出席した。会議では、日本の道路交通安全に関する取組みについて報告するとともに各国の道路交通安全に関する最新の安全対策及び技術革新等について意見交換を行った。 平成26年3月、韓国のISO39001エキスパートであるJeong Whon Yu 教授と意見交換を行い、韓国及びアジア周辺国でのISO39001の普及状況や今後の取組について調査した。 ISO39001の要求事項の内容、本国際規格の活用例、自動車事故防止に関する法令及び諸制度等を解説した書籍の執筆及び編集に参加し、日本規格協会から「ISO39001:2012 道路交通安全マネジメントシステム日本語版と解説」を発行した。 ISO39001が、自動車事故削減に真に効果を発揮することを目指し、自動車運送事業者を対象にISO39001の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求める「N-RTS 認定・認証スキーム」を策定するため、ISO39001に係る認定機関、認証機関、要員認証 	

エ 国際的道路交通安全マネジ
メントシステム規格を取得した組
織が、自動車事故の減少、それ
に伴うコスト低減等に繋げられ
るよう、本規格が的確に運用さ
れることを目指し、機構は認定、
認証、研修及びコンサルティング
の各実施機関と連携を図って
いきます。

⑥ 国際的道路交通安全マネジメン
トの取組を事業者等に浸透させる
ため、安全マネジメント講習会や
セミナー、コンサルティング等を行
い、道路交通安全の向上に寄与
します。

登録機関及び研修機関などと4回にわたり勉強会を実施した。勉強会
では、法規制やインフラの整備が進んでいる我が国の実情に適合する
具体的な安全対策の中身やN-R-T-S審査員に必須となる知識及び
技能などについて協議した。

- ・ ISO39001の取得を希望したバス、トラック、その他事業者など新規9社に対してISO39001体制構築支援コンサルティングを実施した。ISO39001で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスクの洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法について、経営管理部門及び現場担当者に対してアドバイスをを行った。
- ・ 「第8回NASVA安全マネジメントセミナー」を開催し、ISO39001の国際動向を報告するとともに、ISO39001を取得した3事業者及び認証機関をパネリストとして迎えパネルディスカッションを実施し、ISO39001を取得するに至った動機、取得後の事故件数の減少や社員の安全意識の向上といった成果、今後の目標及びISO39001に対する期待などに関して討議した。
- ・ 事業者を対象に開催している安全マネジメント講習会において、ISO39001の開発の経緯、概要及び本国際規格の導入により得られるメリット等について説明を行った。
- ・ 事業者等がISO39001の理解を深めるために、ISO39001の概要、規格の構成及び効果などを記載したパンフレットを作成し、自動車運送事業者、ISO関係機関などに配布し、ISO39001の広報に努めた。
- ・ 各種業界団体等7社が主催するセミナーや研修会に講師を派遣し、ISO39001制定の背景及び概要説明等を実施した。また、審査機関の審査員教育への協力及び認証審査のサポートを行った。
- ・ ISO39001の取得効果、システム構築の難易度、取得までの期間及び課題等を把握するために、本規格を取得している54事業者に対してアンケートを実施し、42事業者（回収率77.8%）から回答が得られた。アンケート結果には、本規格の認証取得の効果として、交通安全への取組みの見える化、社内情報の文書化による作業標準化や記録の整備、社内の組織体制整備の進展、組織内や他組織とのコミュニケーションの促進、従業員の満足度やモチベーションの向上などが挙げられた。

○ これらの取組により、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させ、道路交通安全の向上を図っており、優れた実施状況にあると認められる。

<p>(2) 療護施設の設置・運営</p> <p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注4)、プライマリーナーシング(注5)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p>	<p>(2) 療護施設の設置・運営</p> <p>① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注4)、プライマリーナーシング(注5)、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>②「施設及び設備に関する計画」(別紙1)に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。</p> <p>③ 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有す</p>	<p>A</p> <p>○ 療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた検査結果に基づき、個々の患者の症状等に応じた治療計画を策定の上、リハビリテーションを含む専門的かつ高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式等により、きめ細かく質の高い看護を行った。</p> <p>○ 「施設及び設備に関する計画」に基づき、千葉療護センターの患者情報システムの整備、東北療護センター及び岡山療護センターの磁気共鳴断層撮影装置(MRI)のバージョンアップ、中部療護センターの診断支援画像ネットワークシステムの更新について、計画どおり整備を完了し、稼働した。</p> <p>○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第22回日本意識障害学会の場において、大学等との共同研究による発表を3件実施したほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。また、各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。</p> <p>○ 「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)を用いた治療改善度の分析結果については、平成26年3月に公表するとともに、被害者団体を含む関係先に周知した。分析結果では、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、いずれの重症度においてもナスバスコア平均値が減少するなど、脱却に至らない重症の患者についても相当の治療改善効果が認められた。このような結果については、過去の分析結果とともに、症例検討やカンファレンス等の際に活用し、療護施設入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。</p> <p>○ 療護施設機能一部委託病床では、療護センター長等会議、メディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、看護部長等連絡会議、事務担当者会議及びリハビリ担当者連絡会議を実施し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。</p> <p>○ 関東西部地区における委託病床の選定にあたっては、入札参加意思のある病院探しを継続して行ったが、一般病院では看護師の定着率が低く、機構の基準を満たすだけの増員が困難であることや、急性期病院として地域への貢献が必要であり、病床の稼働率が高く、空床が少ないことなどの理由により、応札病院を確保できなかった。今後も機構では、応札病院を確保するための調査を継続していくこととしている。</p>	
---	--	--	--

<p>③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。</p> <p>④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を95人以上とします。</p> <p>（注6）「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p>	<p>るなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行います。</p> <p>⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成25年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を19人以上とします。</p> <p>また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。</p> <p>さらに、新看護プログラム（注7）について、試行を継続し、新たに策定した評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行います。</p> <p>（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。</p> <p>（注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。</p>		<p>○ これらの取組により治療効果を高めた結果、平成25年度における脱却者数については、年度計画数を大幅に超える30人となった。</p> <p>また、ナスバスコアと入院時の事故後経過期間との関連を新たに調査した結果、入院時ナスバスコアの高低に関わらず、事故後経過期間が早い場合には改善が良いなどの結果が得られた。</p> <p>○ 療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした新看護プログラムについては、平成25年度中に延べ32人の患者に対してプログラムを実施し、表情の変化、関節や筋肉の拘縮の改善、座位姿勢の安定などが見られるケースがあり、家族から感謝の声も届いている。また、新たに策定した新看護プログラム評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行い、療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を導入することとした。</p> <p>○ これらの取組により、高度医療機器等を用いた質の高い治療・看護を実施し、治療改善の効果を上げており、着実な実施状況にある。なお、関東西部地区における委託病床は設置に至っておらず、より多くの被害者に公平な治療の機会を確保するため、着実な対応が求められる。</p>	
---	---	--	---	--

<p>⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。</p> <p>⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注7）等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。</p> <p>（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。</p>	<p>⑥ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。</p> <p>⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p> <p>また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。</p> <p>⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカー（注8）、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。</p> <p>（注8）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から</p>	<p style="text-align: center;">A</p>	<p>○ 救命救急センター等の病院への訪問や被害者家族団体の総会及び学習会等への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知協力の依頼を行った。</p> <p>また、各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施した。特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。</p> <p>○ 地元大学等とも連携しながら、日本意識障害学会、日本脳神経外科学会において、年度計画を超える33件の学会発表を行い、その内容においても、治療、リハビリテーション、看護等各分野にわたり、豊富な症例による研究成果を発表し、他の医療機関への普及を促進した。</p> <p>また、平成21年度から中部療護センターにおいて開設した「連携大学院」については、25年度までに合計5人が入学し1人が修了するとともに、平成25年7月に開催された第22回日本意識障害学会及び同年10月に開催された日本脳神経外科学会第72回学術総会の場において、研究成果の発表を行った。</p> <p>○ 短期入院協力病院や短期入所協力施設のスタッフへの研修として、療護センターにおいて合計21病院2施設32人に対する実務研修を実施した。</p> <p>○ 療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが、10,911件（対前年度比7.7%増）の相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。</p> <p>また、機関誌「ほほえみ」に、「NASVA 療護施設の取り組み」（H25年夏号）及び「新看護プログラムの試行的実施」（H25年秋号）について特集を掲載した。</p> <p>○ これらの取組により、療護施設の周知徹底、療護センターで得られた知見・成果について他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者への支援を進めており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>療護施設については、介護料や貸付等の制度周知と合わせ、更なる効果的な周知が期待される。</p>
--	---	--------------------------------------	---	--

	患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。			
<p>(3) 介護料の支給等</p> <p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。</p> <p>② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握する</p>	<p>(3) 介護料の支給等</p> <p>① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。</p> <p>また、精神的な面での支援を必要とされる介護料受給者やその家族のため、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化することとし、その実施割合について、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を45%以上とします。</p> <p>このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護担当者の質の向上を図るための研修を実施します。</p> <p>② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行います。</p> <p>また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院制度及び短期入院・入所助成制度の利</p>	S	<p>○ 障害の程度、介護の状況等に応じ、4,789人に対して、介護料を30億7,649万円支給した。</p> <p>○ 介護料受給者・家族への訪問支援を充実・強化し、年度計画の実施割合45%を大幅に上回る、前年度末介護料受給資格者4,634人の49.5%（2,296人、対前年度比7.3%増）に対して、相談対応や情報提供を行った。</p> <p>○ 被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を行うとともに、コーディネーター（被害者支援専門員）候補者に対しては、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援を実施するため、療護センターにおける長期間の実技研修を実施した。また、全主管支所にコーディネーターを配置し、実施体制の強化を図った。</p> <p>○ 受給者及び家族のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、1,043人（対前年度比71人増）に対して、患者移送費、室料差額、食事負担額として約6,105万円（対前年度比15.2%増）の費用を助成した。</p> <p>○ 短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）の利用促進を図るため、各主管支所主催により、国土交通省、協力病院、機構及び被害者団体代表者が参加（短期入所協力施設もオブザーバー参加）する意見交換会を開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行うとともに、その様子を機関誌「ほほえみ」に掲載することにより、意見交換会の内容を受給者及び家族に情報提供した。</p> <p>○ 機関誌「ほほえみ」では平成25年10月から開始された短期入所協力施設の情報も提供し利用促進を図った。</p> <p>○ 全国の協力病院を機構職員が直接訪問し、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等をヒアリング調査の上、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者・家族に案内するとともに、利用者の要望を協力病院へ情報提供し、利用者と協力病院との間をつなぐことで協力病院の利用促進を図った。</p> <p>○ 被害者のニーズに答え、訪問支援による個々の家庭での相談対応及び情報提供に加え、同じ境遇にある各家庭の受給者及び介護者家族等の交流の場を</p>	

<p>ことが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>用の促進と円滑な運用を図ります。</p> <p>さらに、各協力病院を訪問し受入環境を調査の上、訪問支援等を通じて利用者へ情報提供するとともに、利用者の要望を協力病院に伝えるなど、利用者との間を「つなぐ」取組を行います。</p> <p>③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、療護センター、協力病院、福祉関係機関、被害者団体等との連携を密にし、交流会への参加等の協力を求めるなど、訪問支援や交流会を通じて把握したニーズに即した支援の充実に努めます。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成25年度）について4.0以上とします。</p>		<p>設け、介護における悩みについての意見交換を実施し、精神的負担の軽減を図った。（全国48支所で延べ54回開催。）</p> <p>また、療護センター、協力病院、行政等関係機関の協力を得て、講習会、勉強会等を同時に開催することにより、情報提供・情報交換の一層の推進を図った。</p> <p>これにより、受給者・家族間の情報・意見交換、療護施設、協力病院その他関係機関との連携強化に大きな効果が認められた。</p> <p>○ 「協力病院で交流会を開催して欲しい」、「専門家から助言をいただきたい」といった受給者・家族からのニーズに対応するため、協力病院内において交流会を開催し、医療専門家から在宅介護技術やケアの方法等の助言・指導を直接受ける機会を設けるなどの支援を実施した。</p> <p>○ 介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果は、目標値4.0を上回る4.39となった。（同調査で過去最高）</p> <p>○ 被害者のニーズに答え、訪問支援、交流会、短期入院・入所の促進等の多様な施策を積極的に充実・強化しており、優れた実施状況であると認められる。</p>	
<p>(4) 交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等との交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。</p>	<p>(4) 交通遺児等への生活資金の貸付</p> <p>① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。また、交通遺児家族等との交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神</p>	A	<p>○ 交通遺児等301人（対前年度比65人減）に対し、約7,300万円（対前年度比18.0%減）の無利子貸付を行った。なお、新規貸付については、32人（対前年度比14人減）に対して行った。</p> <p>○ 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全国50支所において794人が参加した。そのうち40支所においては1泊2日の行程で実施し、被害者家族の一層のコミュニケーションを図った。また、集いの機会等を利用して「保護者交流会」を延べ71回開催し、保護者同士の交流を深める取組を実施した。</p>	

<p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。</p>	<p>的支援を強化します。</p> <p>② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成25年度）について、4.0以上とします。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している友の会コンテストについて、平成25年度は「書道コンテスト」を実施し、多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所、支所において表彰式を開催した。 ○ 機構において、企業や団体に対して支援を積極的に要請した結果、友の会会員504人が企業等主催のイベント等に招待されることにつながり、精神的支援の充実に取り組んだ。 ○ 交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）の結果は、目標値の4.0を上回る4.58の評価を得た。なお、アンケート調査の全ての項目において目標値の4.0を上回った。 ○ これらの取組により、交通遺児家族等の交流促進による健全育成を図っており、着実な実施状況であると認められる。 	
<p>(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応</p> <p>自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。</p> <p>さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。</p>	<p>(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応</p> <p>① 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。</p> <p>また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。</p> <p>② 交通遺児等に対する相談支援の充実に図るため、家庭相談員が適切な指導、助言を行うための研修を実施し、資質の向上を図ります。</p> <p>③ 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ NASVA 交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）の利用実績は、受付件数3,157件（対前年度比2.4%増）、相談窓口紹介件数は5,329件（対前年度比25.9%増）といずれも前年度を上回った。 ○ ホットライン利用向上のため、損害保険会社、都道府県警察、市町村等に対してリーフレットの配布や各支所において周知活動を行ったほか、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、「東京モーターショー2013」、「ナスバギャラリーin東京」、「交通安全。アクション2013」、「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウム（内閣府主催）等のイベントの場で配布した。 ・ ホットラインが実施するアウトバウンド業務（コールセンター事業者を利用した周知活動）により、救命救急病院、回復期リハビリ病院約1,000カ所に対し周知活動を行い、約15,000枚のチラシを配布した。 ・ 「被害者援護制度紹介リーフレット」の内容、特にホットラインのページについて利用例を掲載するなど、抜本的に内容を修正の上、各支所等を通じて各関係機関に対し積極的に周知を行った。 ○ 情報案内サービス従事者が的確に情報提供ができるよう、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台主管支所コーディネーターを講師として、NASVAの被害者援護業務の実務を具体的に学ぶ講義を受講させた。 	

	<p>効果的に実施します。</p> <p>④ 被害者援護に係る各種情報を、機関誌、ホームページ等の活用により発信します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトバウンド業務において、療護施設の業務案内を的確に行えるよう、東北療護センターの見学を実施し、質疑応答により理解を深めさせた。 ○ 家庭相談員が一層適切な指導、助言を行うため、本部において研修を実施し、臨床心理士による被害者心理に関する講義等のほか、全国の相談員による意見交換を行い、交通遺児等育成支援における知見、情報の共有を図った。 ○ 主管支所に設置している「在宅介護相談窓口」において、療護施設と連携し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を2,126件(対前年度比10.5%減)行った。 ○ 機関誌「ほほえみ」を年4回発行し、特集記事として、ナスバ被害者援護業務の取り組みを掲載するとともに、東日本大震災の教訓と備えとして、災害に役立つアイデア等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。 ○ これらの取組により、自動車被害者等に対する情報提供や相談対応を的確に実施しており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>(6) 自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>① 国及び関係機関と連携しつつ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人(以下「新法人」という。)への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行います。</p>	<p>(6) 自動車アセスメント情報提供業務</p> <p>① 自動車アセスメント情報提供業務の移管について、国土交通省及び関係機関と連携し、政府における議論の動向を把握しつつ、平成24年度の調査研究を踏まえて必要な取組を進めます。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車アセスメント業務の新法人への移管については、機構、独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」と言う。)、国土交通省からなる「移管検討委員会」において調査結果を精査した。アセスメント試験の移管にかかる経費、試験工数等については、すべての試験を研究所で実施するためには、新たな試験施設の整備、維持管理に伴う経費および現在の試験要員のスキル向上と増員が必要であった。 ○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、自動車アセスメント業務については、引き続き機構で実施することとなった。これにより、自動車アセスメント事業を効率的に運営するために現状の体制を維持し、更なる充実を図ることとした。 ○ 政府の閣議決定により、自動車アセスメント情報提供業務は引き続き機構で実施することとなったが、閣議決定前の移管に向けた取組は着実な実施状況であったと認められる。 	
<p>② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、以下の取組を行います。</p> <p>ア 効率的かつ公正な自動</p>	<p>② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しや</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車アセスメント試験の結果、後継車種(9車種)について、乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の評価指標の平均値以上となった。 ○ 側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグにつ 	<p>消費者目線に立ったわかりやすいパンフレットの作成が求められる。</p>

<p>車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>イ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。</p> <p>ウ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以</p>	<p>すい情報を提供します。</p> <p>これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。</p> <p>③ 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。</p> <p>ア 一層わかりやすいパンフレットを配布します。</p> <p>イ 一層わかりやすくホームページを改善します。</p> <p>ウ 自動車アセスメント試験発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。</p> <p>エ マスメディアに対して自動車アセスメントの公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。</p> <p>オ モーターショーに出展します。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（25年度）について、4.0以上とします。</p>	<p>いては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいる。</p> <p>○ 新・安全性能総合評価における最高評価であるファイブスター（以下「5★」と表記。）を7車種（前年度6車種）が獲得するとともに、当初が獲得が困難と思われた軽自動車においても初の5★評価がなされた。</p> <p>また、アセスメント試験結果において評価が低かった車種について、試験後に自動車製作者（以下、「メーカー」と言う。）が設計変更を行い、国土交通省の認可を受けた後に、再度、アセスメント試験を希望して評価の改善を得るなど、メーカーの安全な車両の開発意識が向上している。</p> <p>○ チャイルドシートのパンフレットについて、評価結果の記載箇所が解りにくいとの意見があったことから、デザインを見直すとともにメーカーロゴを製品ロゴ付近に配置した。</p> <p>○ ホームページについて、文字が小さく検索しにくいとの意見があったことから、使用頻度の高い車両区分や自動車製作者欄をゴシック体からメーカーロゴデザインに変更するとともに、ロゴの一部をクリックすることで検索できるように変更した。</p> <p>○ 自動車アセスメントを一般ユーザーに周知するため、安全性の優れた自動車を開発したメーカーを表彰する自動車アセスメント結果発表会を、第43回東京モーターショー会場や二子玉川駅前のカレリア（報道関係者67人が参加）で開催し、「JNCAPファイブスター賞」、「JNCAP大賞」、「軽自動車部門JNCAP大賞」を授与した。いずれの会場においても、試験車両・パネルの展示、試験映像の放映、パンフレットの配布等を行いアセスメント事業の広報を行った。</p> <p>○ 安全性能の高い車両をユーザーに選択してもらうため、該当メーカーに対し「ファイブスターロゴ」等の活用を働きかけたところ、以下の取組がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5★を受賞した旨のTVCMを全国放映 ・ 一般紙の全国版に広告掲載 ・ カタログ、ホームページ（トップページ）等の広告に掲載 ・ ディーラーの展示車両に5★ロゴのシールを貼付 ・ 全国の主なディーラー及びショールームでのパネル展示 ・ リーフレットの配布 <p>○ メディア関係者に対する試験公開を平成26年2月20日に実施するとともに、試験車両の有効活用等の観点から、つくば市消防本部と連携して試験車両を用いた救出訓練もを行い、これも併せて公開した。同試験公開は、初の</p>
--	--	---

<p>上とします。</p>			<p>試みとして一般ユーザー及び交通事故被害者団体代表者を招待して、自動車アセスメント事業の紹介を行うとともに、座談会を設けて意見交換等も行った。</p> <p>また、ラジオ番組を通じて、自動車アセスメントの広報やNASVAの概要の紹介も行った。</p> <p>○ 無作為に抽出した運転免許保有者によるアンケート調査の結果、目標値である4.0を上回る4.02の評価を得た。</p> <p>○ これらの取組により、ユーザーへのわかりやすい情報提供に努めており、優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>エ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。</p> <p>また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。</p> <p>オ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。</p> <p>カ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>⑤ 歩行者保護性能試験の改善について検討を行います。</p> <p>⑥ 予防安全技術試験導入のための調査研究を行います。</p> <p>⑦ 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。</p> <p>また、これらの関係機関と連携を深めます。</p> <p>⑧ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。</p>	<p>A</p>	<p>○ 歩行者保護性能評価試験については、試験速度及び評価基準を見直すために平成24年度に普通自動車を用いた調査及び車両変形シュミレーション等の調査研究を行い、平成25年度は車体寸法の制約が多い軽自動車についても、実車を用いた試験を行い、得られた試験データを平成24年度の試験データと併せて総合的に検証した。なお、平成26年度以降は、学識経験者等で構成される歩行者保護技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行い試験方法等の改正について検討することとしている。</p> <p>○ 先進安全技術（ASV）において事故低減効果の高い衝突被害軽減制御装置（AEBS）[対車両]及び車線逸脱警報装置（LDWS）について、評価試験導入に必要な性能等の調査研究を実施した。</p> <p>調査結果を予防安全技術検討ワーキンググループにおいて検討を行い、以下のとおり衝突被害軽減制御装置[対車両]及び車線逸脱警報装置の試験方法及び評価方法を確立するとともに、各自動車メーカーが積極的に参画し、着実に実施できる枠組みを準備して、平成26年度からアセスメント評価試験を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衝突被害軽減制御装置（AEBS）[対車両] 試験概要：目標試験車両（ターゲット）に対し設定された速度で接近し、衝突の可能性が高くなった場合、システムが作動し警報及び衝突回避・減速のための制動が行われることを確認する。 ・ 車線逸脱警報装置（LDWS） 試験概要：試験車両を一定速度で車線を横断するように走行させ、自動車が車線を逸脱する危険がある若しくは逸脱したことの警報を確認する。 <p>○ 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てるため、以下の国際会議等に出席した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アメリカ損害保険協会（IIHS）が来所し予防安全技術の導入につ 	

			<p>いて情報交換を行うとともに、衝突安全試験についても意見交換を行った。(スモールオーバーラップ、側面衝突等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソウル(韓国)で 開催されたE S V (Enhanced Safety of Vehicles) 会議及びグローバルNCAPに出席し、JNCAPの現状を発表するとともに、今後導入が予定されている予防安全性能アセスメントの実施概要等について情報交換を行った。 ・ 中国NCAPが来所し、2014年から中国で開始されるチャイルドシートアセスメントについて意見交換を行った。 ・ リオデジャネイロ(ブラジル)で開催されたグローバル NCAP テクニカルミーティングに出席し、ブラジル政府に対しJNCAPの効果等について説明するとともに、NCAP 実施機関との情報交換を行った。 ・ オーストラリアNCAP、アセアンNCAPとのテクニカルミーティングを実施し、試験方法等について意見交換を行った。 ・ アセアンNCAPとのテクニカルミーティングを実施し、試験方法等について意見交換を行った。 ・ Euro NCAP(英国の試験機関 Thatcham) が来所し、予防安全性能全性能アセスメント試験等について情報交換を行った。 <p>○ 業務改善状況等について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。</p> <p>○ これらの取組により、自動車アセスメントの試験の質の向上のため、試験内容や評価方法の改善を図るとともに、海外の関係機関と積極的に情報交換しており、着実な実施状況にあると認められる。</p> <p>○ なお、自動車アセスメントは、自動車ユーザーの安全な車選びを容易にする環境を整えるとともに、自動車メーカーのより安全な自動車の開発を促進することによって、安全な自動車の普及を促進する取組であり、公表する情報には高い信頼性を確保することが求められていることから、自動車メーカーとの利害関係のない公正中立な者が実施する必要がある。なお、国の一定の関与の下で業務を効果的かつ効率的に実施することは合理的である。</p>	
<p>(7) 自動車事故対策に関する広報活動</p> <p>事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。</p> <p>交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメデ</p>	<p>(7) 自動車事故対策に関する広報活動</p> <p>機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安</p>	A	<p>○ 機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」(広島県広島市)において行われたプロ野球の試合開催時(観客約3万人)に、同球場内にナスパブスを開設し、i-NATSの体験受診や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦において機構のPRビデオを放映した。</p> <p>○ 全国交通安全運動の一環として、各種イベントへ参画し、被害者保護対策、自動車事故防止対策、自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。</p>	

<p>ィア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p>	<p>全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。</p> <p>また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を展示する「NASVAギャラリー」を主管支所事務所内に順次設置した。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者保護対策と自動車事故防止を一体として行っている機構にしかできない取組みとなっている。また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅、同日比谷線銀座駅構内にて行い、延べ約2万5千人に対して被害者支援に関する情報発信を行った。 ○ 機構が安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを新たに作成し、地方自治体、関係機関等に広く配布した。 ○ ホームページについては、アクセスしやすく、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。 また、より国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるよう現行ホームページの改修を実施するため、現行ホームページの操作の容易性、見やすさ等に関する調査を行い、平成26年度に実施するホームページのリニューアルに向けた改善事項を取りまとめた。 ○ このような取り組みを行った結果、平成25年度は全体で約212万件のアクセス件数（対前年度比4%減）を記録した。 ○ これらの取組により、機構業務の認知度向上のため、各種イベント等を活用した積極的な広報を実施しており、着実な実施状況にあると認められる。 	
<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	<p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙2のとおり なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行っている。 	
<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期</p>	—	—	

期借入金の限度額1, 200百万円とします。	借入金の限度額1, 200百万円とします。									
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	—	—							
6. 剰余金の使途 ①利用者サービス充実のための環境の整備 ②職員研修の充実	6. 剰余金の使途 ① 利用者サービス充実のための環境の整備 ② 職員研修の充実	—	—							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画	(1) 施設及び設備に関する計画 別紙1のとおり	A	○ 中期計画に基づき、年度計画記載の設備等について、計画どおり仕様に沿って整備し、適切に執行しており、着実な実施状況にあると認められる。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新</td> <td>1,994</td> <td>独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金				
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源								
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金								
(2) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。 特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその	(2) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。 また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行います。	A	○ 国家公務員退職手当法の改正を踏まえて、役員については平成25年3月、職員については平成25年6月に退職手当支給規程を以下のとおり改正し、退職手当の引き下げを行った。 ・平成25年6月30日～平成25年9月30日までの間：98/100減額 ・平成25年10月1日～平成26年6月30日までの間：92/100減額 ・平成26年7月1日以降：87/100減額 ○ 国家公務員の給与法の改正を踏まえて、平成25年11月に55歳を超える職員の昇給抑制を行った。							

<p>指数を 100.0 以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。</p> <p>また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。</p>			<p>○ 新規職員を37名採用し、新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引下げを図った。</p> <p>○ 对国家公務員指数（ラスパイレス指数）は、国家公務員より管理職員数割合が高いこと、大卒者割合が高いこと、地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いことから、平成25年度は104.9（前年度104.5）となった。国と概ね同等の水準と認められるが、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組む必要がある。</p>	
<p>（3）独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。</p>	<p>（3）独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：23項目）

（23項目）

SS	0項目	
S	4項目	
A	19項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・ 本法人は、自動車事故の発生防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状況にある。こうした中、平成25年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。
- ・ 自動車事故発生防止について、安全指導業務への民間参入を促進するとともに、インターネットを活用した適性診断の受診機会の拡大を促進させており、業務の効率化とともに安全指導體制の拡大を着実に進めており、自動車運送事業者の事故防止対策に大きく貢献している。また、ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）においては、取得支援やより高度な安全対策実施のスキーム策定に取り組み、道路交通安全マネジメントの浸透に寄与している。
- ・ 自動車事故被害者の支援については、療護施設における質の高い治療・看護や治療改善効果の向上、介護料受給者に対する訪問支援や交流会の充実・強化、事故被害者に対する幅広い情報提供や相談対応等に取り組んでおり、被害者支援の更なる充実・拡大を進めている。
- ・ 自動車アセスメント業務での質の高い試験の実施や効果的な広報により、自動車製作者や利用者の安全意識を向上させており、また、先進安全技術に対する試験導入を進めることで、車両の更なる安全性の向上に大きく貢献している。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 経営資源に限りがある中で効果的な業務運営を行う必要があり、業務や組織運営の効率化の着実な実施が求められる。
- ・ 安全指導業務への民間参入促進については、既に策定された工程表に沿って、本法人がこれまでに培ったノウハウを生かしながら効果的かつ計画的に進める必要がある。
- ・ 療護施設や被害者支援の取組の周知、訪問支援の充実等については、より一層効果的な取組を進める必要がある。
- ・ 関東西部地区における委託病床については、未だ委託先が決まっておらず、より多くの被害者に公平な治療の機会を確保するために、早急な対応が求められる。
- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、自動車アセスメント試験内容の更なる充実を図るとともに、消費者目線に立ったわかりやすいパンフレットの作成等、自動車ユーザーへの効果的な周知が求められる。
- ・ 役職員の給与水準については、国家公務員と概ね同等の水準となっているものの、適正な水準となるよう更なる取組が必要である。

（その他）

総合評価 （SS, S, A, B, Cの5段階）	（評定理由） 業務運営評価及び総合評価により、本法人は中期目標・中期計画の達成に向けて業務を順調に実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると認められる。
A	

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組について明らかにした上での評価</p>	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等については、平成25年度業務実績評価調書参照。</p> <p>なお、「事務所等の見直し」については、値下げ交渉等を実施することで、平成21、22、23、24年度に賃借料を141,956千円、事務所スペースを1,416.52㎡削減したことに加え、平成25年度には賃借料を前年度に比して5,500千円、事務所スペース38.35㎡削減した。</p> <p>○ 政独委からの平成22年度業務実績評価における指摘事項において、「今後の評価に当たっては、生活資金貸付業務の効率化を図る観点から、当委員会の指摘に沿って、債権回収経費等のコスト要因分析及びその結果を踏まえた業務運営等の見直しによる更なるコスト削減の取組を促し、その適切性について評価を行うべきである。」との個別意見を受けており、実績については、平成25年度業務実績評価調書を参照。</p> <p>○ 政独委からの平成23年度業務実績評価における指摘事項において、内部統制の充実・強化、保有資産の見直し、評価指標の妥当性について各法人共通の意見を受けており、実績については、平成25年度業務実績評価調書を参照。</p> <p>○ 政独委からの平成24年度業務実績評価における指摘事項において、内部統制の充実・強化、受益者負担の妥当性、施設・事務所等別の評価、保有資産の見直し、運営費交付金債務の評価について各法人共通の意見を受けており、実績については、平成25年度業務実績評価調書を参照。</p> <p>○ 「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項については、平成25年度業務実績評価調書を参照。</p>	<p>○ 基本方針における個別事項については、着実に取り組まれているものと認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。</p> <p>○ 政独委からの平成22年度業務実績評価における指摘については、着実に取り組まれているものと認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。</p> <p>○ 政独委からの平成23年度業務実績評価における指摘に対する取組については、着実に取り組まれているものと認められる(平成25年度業務実績評価調書参照。保有資産の見直しは下記3のとおり。)</p> <p>○ 政独委からの平成24年度業務実績評価における指摘に対する取組については、着実に取り組まれているものと認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。</p> <p>○ 勧告の方向性については、これを踏まえて策定された中期目標・中期計画・年度計画に基づき、適切に業務運営が行われているものと認められる。</p>

	<p>○ 「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月会計検査院)において、職員の不正行為について「不当事項」として指摘されたところであるが、事件発覚後に綱紀の厳正な保持について周知徹底を図るとともに、全支所から適正な会計事務処理の状況を確認した上で、再発防止策(チェックリストの整備、職員の意識向上、内部監査体制の強化)を取りまとめ、その徹底を図っている。なお、不正行為者は島根あさひ社会復帰促進センターに収監されていたが、平成25年7月24日に仮出所となり、その後の保護観察中に文書等により返還を請求したところであるが、本人からの連絡もなく収納には至っていない。(なお、平成26年度になってから、横浜簡易裁判所に対して仮執行宣言付支払督促の申立てを行い、それが確定し債務名義を取得したところである。)</p> <p>○ 「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」(平成24年10月会計検査院)において、機構設立の際に自動車事故対策センターが差入っていた宿舍等の敷金等返戻金(以下「出資金見合」という。)と、機構設立後に運営費交付金で差入っていた宿舍等の敷金等返戻金(以下「交付金見合」という。)を、新たな宿舍等の敷金等へ差入れる財源とせず、機構内部に留保していたが、当該返戻金が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合には、不要財産の認定を行い、国庫納付等の手続きを講ずる必要があると指摘されたところである。当該返戻金についてその取扱いを検討した結果、出資金見合については、新たに差入れる宿舍等の敷金等の原資等として活用することとし、交付金見合については、当該返戻金が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資金と認められたため、平成25年9月3日に17,155,450円を国庫納付したところである。(平成26年度も同様に2,360,800円を国庫納付する予定である。)</p>	<p>○ 「平成23年度決算検査報告」による指摘事項については、再発防止策等に基づき適切に実施されていると認められる。</p> <p>○ 敷金等の返戻については、会計検査院の指摘等を踏まえ、適切に実施されていると認められる。</p>
<p>2 財務状況</p>		
<p>(1) 当期総利益(又は当期総損失)</p>		
<p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>○ 当期総損失4百万円の発生要因は、主に貸付債権に係る貸倒引当金繰入によるものである。従って、業務運営に問題等があるものではない。</p>	<p>○ 当期総損失の発生要因は、貸付債権に係る貸倒引当金繰入等によるものであり、法人の業務運営に問題はないと認められる。</p>

<p>(2)利益剰余金(又は繰越欠損金)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p>	<p>○ 利益剰余金35百万円の発生要因は、有価証券の受取利息等であり、過大な利益となっていない。</p>	<p>○ 利益剰余金は、有価証券の受取利息等によるものであり、過大な利益となっているとは認められない。</p>
<p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>○ 左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>(3)運営費交付金債務</p> <p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p>	<p>○ 執行率は91%である。</p> <p>なお、運営費交付金債務の発生要因は、徹底した経費削減、自己収入の増加等によるものである。</p>	<p>○ 運営費交付金債務の発生要因は、経営努力によるものと認められる。</p>
<p>○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。</p>	<p>○ 徹底した経費削減、自己収入の増加等による。</p>	<p>○ 法人の経営努力によるものであり、法人の業務運営に問題はないと認められる。</p>
<p>3 保有資産の管理・運用等</p>		
<p>(1)保有資産全般の見直し</p>		
<p>ア 実物資産</p>		
<p>○ 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価</p>	<p>○ 「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」(平成24年10月会計検査院)において、利用状況が確認できない福利厚生施設とされた岡山療護センターのテニスコートについては、利用状況を把握するなどした上で、保有の必要性を検討する必要があるとされている。当該施設は、職員の体育施設としての利用の他、入院患者の残存機能を想起させる観点から運動会を開催しており、更には、入院患者の緊急時における一時的な避難場所として位置付けている。今後も本来の事業目的に沿った、適切かつ有益な利用がなされるよう努めることとしている。</p>	<p>○ 当該保有施設については、保有の趣旨に沿って適切かつ有効な活用が求められる。</p>

<p>○ 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。</p>	<p>○ 職員宿舎を保有していない。 当法人における宿舎は借上のみであり、使用料の見直しに際して、国家公務員の宿舎使用料の見直しにおける収支が概ね見合う水準まで引上げを行うとの方針を同一に適用した場合、(宿舎使用料のほか、既に家賃の5割以上を自己負担している)職員に過度の負担を強いることになり、宿舎制度そのものの意義が失われ、事務・事業を円滑に実施する上で支障をきたすおそれがある。 他方で、今回の使用料見直しの検討に際して、当法人の宿舎使用料と同一条件の国家公務員宿舎の引上げ後の使用料を比較したところ、既に、国家公務員の宿舎使用料の引上げ後の自己負担額を上回る負担水準を設定していることから、引上げを実施しない方向で検討している。</p>	<p>○ 当該方針に沿った適切な対応が求められる。</p>
<p>○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ)利用実態の把握状況、ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)</p>	<p>○ 遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を治療・看護する療養センターを4箇所設置・運営しており、このために必要な建物、土地を保有している。当該業務は民間の医療機関では十分な対応がなされない自動車事故による最重度の後遺障害者に特化するなど、必要不可欠なものである(病床数は計230床、平成25年度の入床率は83.3%)。</p>	<p>○ 療養センターにおいて、民間の医療機関では十分な対応がなされない最重度の後遺障害者に特化して効果的、効率的に治療・看護が行われており、自動車事故による被害者に適切に利用されていることから、法人で保有することは適切であると認められる。</p>
<p>イ 金融資産</p>		
<p>○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。 ⅰ)運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。 ⅱ)当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>○ 左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>ウ 知的財産等</p>		
<p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。</p>	<p>○ 現時点では特許権等の知的財産は保有していない。</p>	<p>○ 左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>○ 左記項目については、該当しないことを確認した。</p>

(2)資産の運用・管理		
ア 実物資産		
○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。	○ 法人の保有する療護センターについて、平成25年度の入床率は83.3%であり、十分に活用されている。	○ 最重度の後遺障害者の利用実態に鑑み、十分に活用されていると認められる。
○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。	○ 療護センターの運営に関しては、民間の医療機関に委託することにより管理の効率化を図っており、また、自己収入の増加の観点から、療護センターが保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れた。	○ 療護センターについて、管理の効率化や自己収入の向上に向けた取組みが適切に実施されていると認められる。
イ 金融資産		
a)資金の運用		
○ 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。	○ 該当なし。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
b)債権の管理等		
○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。	○ 貸付利用者に返還明細書を提出させ回収計画を策定している。	○ 適切に実施されていると認められる。
○ 回収計画の実施状況。i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。	○ 貸倒懸念債権等の貸付金残高に占める割合の増加、回収計画と実績の差について、いずれも調査を実施し要因分析を行っている。	○ 適切に実施されていると認められる。
○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。	○ 回収計画に基づいた返還が行われない場合は、返還者の生活状況を調査し、回収計画の見直しの必要性を検討している。	○ 適切に実施されていると認められる。
ウ 知的財産等		
○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。	○ 現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。
○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。	○ 現時点では特許権等の知的財産は保有していない。	○ 左記項目については、該当しないことを確認した。

4 人件費管理		
(1) 総人件費		
○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。	○ 平成25年度業務実績評価調書参照	○ 平成25年度業務実績評価調書参照 ○ 今後の取組みについても、適切に実施されるものと期待している。
(2) その他		
○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。	○ 平成23年度から互助組織への支出を廃止した。 ○ 法人の福利厚生については、国家公務員と同等の福利厚生(弔慰金、災害見舞金、結婚祝い金)を法人が直接実施している。	○ 適切に実施されていると認められる。
5 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	○ あらゆる契約からの暴力団排除を推進するための取扱いについて規定した。 ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律による随意契約の特例について、契約事務細則を改正した。 ○ 恣意的な運用を排除するため、随意契約に係る包括条項を削除している。 ○ 複数事業年度にまたがる契約に係る規程を追加している。 ○ 契約手続きに係る実施要領(企画競争、公募)を策定している。	○ 規程類を整備し、適切に実施されていると認められる。
○ 契約事務手続きに係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	○ 平成25年度業務実績評価調書参照	○ 契約監視委員会を設置し、適切に実施されていると認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	○ 平成25年度業務実績評価調書参照	○ 一般競争入札を推進し、適切に実施されていると認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	○ 平成25年度業務実績評価調書参照	○ 監事や会計監査人の監査により、適切に実施されていると認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。

<p>6 内部統制</p> <p>○ 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組についての適切な評価(特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意)</p>	<p>○ 平成25年度業務実績評価調書参照</p>	<p>○ 法人の長、監事によるイニシアティブの下、内部統制の充実・強化の具体的取組が着実に行われており、また、新たな業務運営方針を策定し、全役職員に対して周知するなど、適切に実施されていると認められる(平成25年度業務実績評価調書参照)。</p>
<p>7 関連法人</p> <p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>○ 左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p>	<p>○ 該当なし。</p>	<p>○ 左記項目については、該当しないことを確認した。</p>
<p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p> <p>○ 自然災害等に関するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。</p>	<p>○ 法人独自の取組として、災害対策本部の設置に関する規程に基づき、災害等が発生した場合は災害対策本部を設置し、復旧対策等を講じることにより早急な復旧を図る態勢を整えている。</p> <p>○ 平成25年度は、本部事務所に設置していた情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対応するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビル内の運用を引き続き実施するとともに、地震災害にかかる対応として、全役職員の安否確認、支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。</p>	<p>○ 適切に実施されていると認められる。</p>
<p>9 その他</p> <p>○ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上での評価</p>	<p>○ 平成25年度業務実績評価調書参照</p>	<p>○ 適切に実施されていると認められる。</p>